

平成 28 年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

平成 29 年 8 月 8 日

内閣府官民人材交流センター

## 1 官民人材交流センターの概要等

### (1) 官民人材交流センターの設立、経緯

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、平成 19 年の国家公務員法の改正により、

ア 職員（国家公務員法第 2 条第 4 項に規定するものをいう。以下同じ。）の離職に際しての離職後の就職の援助

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

を実施するため、平成 20 年 12 月 31 日に内閣府に設置された。

アに関しては、当初、退職を勧奨された者及び旧社会保険庁の廃止に伴い離職を余儀なくされることとなる職員を対象とした再就職支援をセンターが直接行っていたが、平成 21 年 9 月 29 日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言を受けて、それ以降は、対象を後者に限定して、直接の再就職支援を平成 22 年 3 月末まで行った。（それ以降、直接の再就職支援は行っていない。）

その後、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度が導入されることになったところ、民間企業では早期退職募集を効果的に行うため、再就職支援会社を活用することが相当程度普及していたことから、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成 25 年 3 月 26 日閣議決定）を踏まえ、平成 25 年 10 月から、早期退職募集に応じて退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うこととなった。

なお、自衛隊法の一部改正により、平成 27 年 10 月から、一般定年等隊員（自衛隊法第 65 条の 3 第 2 項第 4 号に規定するものをいう。以下同じ。）についても、センターが行う離職に際しての離職後の就職の援助の対象となり、職員と同様、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うこととなった。

### (2) 現行の事務の内容

現行の事務の内容については、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成 26 年 6 月 24 日内閣総理大臣決定、平成 27 年 10 月 1 日一部改正。以下「運営指針」という。）において、

ア 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関しては、

- ・ 早期退職希望者の募集に応じて応募認定退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する
- ・ 組織の改廃等に伴う分限免職者等に限り、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定されている行為その他の再就職支援を直接行うことができる
- ・ 関係機関と連携して、職員等の再就職活動に資する業務を行うことができる（ただし、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定される行為は行わない）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関しては、

- ・ 府省等及び民間企業等に対する情報提供等を行う
- ・ 官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を行う

とされている。

センターは、運営指針により、毎年度、内閣総理大臣に対して事務の運営の状況等について報告を行うものとされており、本報告は、これに基づくものである。

## 2 事務の運営状況

### (1) 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務

#### ア 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、応募認定退職をする職員及び一般定年等隊員（以下「職員等」という。）に対して、センターが委託した民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）（※1）が、以下の取組を行うものである。

- ・ キャリアコンサルティング
- ・ 応募書類作成支援、面接対策、応募支援
- ・ 求人情報の開拓・提供
- ・ 再就職先の紹介・マッチング
- ・ 各種再就職セミナーの開催
- ・ 定着支援（※2） 等

なお、支援期間は短期コースの6か月間又は長期コースの1年間である。

※1 平成27年度の支援開始者については株式会社リクルートキャリアコンサルティングに、平成28年度の支援開始者については株式会社パソナに、それぞれ委託して実施した。

※2 支援対象者の再就職後、再就職先における仕事の悩みに対するアドバイス等を支援期間内において提供し、職場への定着を支援するもの。

#### (ア) 支援会社による再就職支援の実施状況（※1）

##### ○ 平成27年度の支援開始者

支援開始者数は44人であり、これらの者については、平成28年度末までに全て支援を終了した。そのうち、再就職者数は28人、再就職率は63.6%である。

##### ○ 平成28年度の支援開始者

支援開始者数は53人である。これらの者については、平成28年度中に支援期間が終了した短期コースの3人のうち再就職したのは2人であり、平成29年度において引き続き支援を継続しているのは49人である。（※2）

※1 再就職支援制度は、支援開始から最大1年間の支援を行うものであり、平成27年度に再就職支援を開始した者のうち、平成28年度に支援を終了した者がいるため、ここでは、平成27年度及び平成28年度の実施状況を合わせて報告するものである。

※2 長期コースにおいて支援を中止した者が1名いるため、支援継続人数は49人となっている。

## 【平成 27 年度及び平成 28 年度の支援状況】

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

支援開始 年 度	平成27年度				平成28年度			
	支援開始	支援終了 (※1)	うち再就職 (※2)	再就職率	支援開始	支援終了 (※1)	うち再就職 (※2)	平成29年度 支援継続
短期コース	14人 (4人)	14人 (4人)	8人 (4人)	57.1% (100.0%)	19人 (7人)	3人 (0人)	2人 (0人)	16人 (7人)
長期コース	30人 (4人)	29人 (3人) ※3	20人 (2人)	66.7% (50.0%)	34人 (7人)	-	-	33人 (7人) ※3
合計	44人 (8人)	43人 (7人) ※3	28人 (6人)	63.6% (75.0%)	53人 (14人)	3人 (0人)	2人 (0人)	49人 (14人) ※4

(注) 表の下段に記載する括弧内の数は、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 27 条に規定する本府省企画官相当職以上の官職の者を示し、上段の数の内数である。

※1 再就職した人数と、支援期間内に再就職せずに期間が終了した人数の合計を記載している。

※2 再就職には自営業を含む。

※3 平成 27 年度及び平成 28 年度の支援開始者のうち、長期コースにおいて、支援を中止した者がそれぞれ 1 人いるため、支援開始と支援終了や支援継続の人数が一致しない。

※4 平成 28 年度支援開始者中、平成 29 年度支援継続にある 49 人のうち、平成 29 年 3 月 31 日までに再就職した者は 9 人いたが、それらの者については、再就職後における定着支援の対象となった。

### (イ) 再就職支援の実施状況の公表

平成 27 年度における支援会社を活用した再就職支援の実施状況について、平成 28 年 9 月 20 日、センターのホームページにおいて公表した。

### (ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

支援会社を活用した再就職支援については、

- ① 各府省の人事担当者向けに、平成 28 年度における再就職支援会社を活用した再就職支援に関する説明会の実施、
- ② 再就職支援サービスに係る職員等のニーズを把握し、より効果的な周知を行うため、各府省(16 の本府省及び 8 の地方支分部局)の人事担当者と個別の意見交換の実施、
- ③ それらを踏まえ、再就職支援サービスについて効果的に周知を実施するために、資料を新たに作成し、各府省の人事担当者を通じて配布、
- ④ 下記ウの「再就職準備セミナー」の実施に併せて、東京、福岡及び大阪において、地方支分部局等の人事担当者を対象として再就職支援サービスに関する説明会の実施、

等により、制度の周知、利用の促進に努め、平成 28 年度の支援開始者数は、前年度より 9 人増えて 53 人となった。

**イ 組織の改廃等に伴う分限免職者等を対象としたセンターによる再就職支援の実施状況**

平成 22 年度以降、国家公務員法第 78 条第 4 号又は自衛隊法第 42 条第 4 号の組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされることとなる職員等に対するセンターによる再就職支援は実施していない。

**ウ 職員の再就職活動に資する業務の実施状況**

(ア) 再就職準備セミナー

再就職に関心のある職員等を対象に、民間企業等への再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等について講義を行い、民間企業等への再就職等について現実的なイメージを持たせることを目的とした「再就職準備セミナー」を平成 27 年度から実施しており、平成 28 年度においては、東京、福岡及び大阪にて開催した。

**【平成 28 年度再就職準備セミナー開催実績】**

開催地	開催日	受講者数
東京	平成 28 年 10 月 13 日	66
福岡	平成 28 年 10 月 27 日	73
大阪	平成 28 年 11 月 11 日	37
計	3 都市 3 回	176

(注) 各会場とも、セミナー終了後に、引き続き人事担当者向けの再就職支援に関する説明会を実施した。

(イ) 講演会

中高年の国家公務員が自身の適性等について改めて考え、民間企業等への再就職を含め今後の職業生活を捉え直すことを目的として新たに講演会を開催した。

**【平成 28 年度講演会開催実績】**

	開催日	講師	テーマ	受講者数
第 1 回	平成 28 年 10 月 12 日	中野信子 東日本国際 大学特任教授	仕事にいかす脳科学 ～自分を知ること～	118
第 2 回	平成 28 年 12 月 14 日		今後の公務員生活と どう向き合うか	52 (※)
計				170

※ 本府省企画官相当職以上の職員が対象。

## (2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する事務

運営指針の「2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針」に基づき、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する周知・広報及び情報提供等を行うため、以下の業務を実施した。

### ア 説明会及び意見交換会の開催を通じた情報提供及び広報・啓発活動

毎年、全国の主要な数都市において、官民人事交流制度を周知し、府省と民間企業の人事担当者との間で意見や情報を交換する「官民人事交流に関する説明会及び意見交換会（以下「説明会」という。）」を内閣人事局及び人事院との共催により開催し、具体的には、

- ・ 民間企業等に対する官民人事交流制度の説明
- ・ 官民人事交流の体験談の紹介
- ・ 各府省から官民人事交流の希望に関するPR
- ・ 府省と民間企業等との情報交換、意見交換

等を実施している。

平成28年度においては計6回の説明会を開催した。説明会の開催に当たっては、各経済団体等に協力を依頼したほか、民間企業に対する個別の訪問、電話並びに制度及びメリットを簡記したリーフレットを送付することなどにより、民間企業が官民人事交流制度に関心を持ち、説明会へ出席してもらえるよう、積極的に働きかけた。

説明会終了時に出席企業に対し行ったアンケートにおいては、9割以上の民間企業から今後官民人事交流を「実施したい」又は「検討したい」との回答を得ることができ、意見交換会でも、会場のレイアウトを工夫するなどして意見交換等をしやすい環境を提供した結果、各府省に対し、多くの民間企業から官民人事交流に関する質問、相談等がされた。

#### 【平成28年度説明会開催実績】

開催地	開催日	参加企業		参加府省	
		企業数	人数	府省数	人数
東京	平成28年9月7日	49	63	8	30
長野	平成28年9月28日	16	18	2	4
福岡	平成28年10月6日	15	16	2	4
名古屋	平成28年10月20日	22	27	3	6
大阪	平成28年10月21日	33	39	5	8
東京	平成28年11月14日	90	102	9	34
計	5都市6回	225	265	29	86

**【訪問して説明会開催の協力依頼を実施した経済団体】**

- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 関西経済連合会
- ・ 福岡県経営者協会
- ・ 長野県経営者協会
- ・ 関西経済同友会
- ・ 福岡経済同友会
- ・ 長野県商工会議所連合会
- ・ 大阪商工会議所
- ・ 福岡商工会議所
- ・ 長野商工会議所
- ・ 九州経済連合会
- ・ 北九州商工会議所
- ・ 松本商工会議所

**イ 経済団体に対する情報提供及び広報・啓発活動**

説明会開催地域以外の各都道府県の経済団体を個別に訪問し、官民人事交流制度の説明等を行った。さらに、当該経済団体が主催する会合において会員企業に対する官民人事交流制度の説明の実施や、経済団体が発行する会報誌等に官民人事交流制度の説明記事を掲載するなど、会員に対する効果的な制度周知を実施した。

**【官民人事交流制度の説明等を実施した経済団体】**

- ・ 東北経済連合会
- ・ 群馬県商工会連合会
- ・ 中国経済連合会
- ・ 宮城県経営者協会
- ・ 埼玉経済同友会
- ・ 広島県経営者協会
- ・ 仙台経済同友会
- ・ 埼玉県商工会議所連合会
- ・ 広島経済同友会
- ・ 仙台商工会議所
- ・ さいたま商工会議所
- ・ 四国経済連合会
- ・ 茨城県経営者協会
- ・ 千葉県経営者協会
- ・ 香川県経営者協会
- ・ 水戸商工会議所
- ・ 千葉県経済同友会
- ・ 香川経済同友会
- ・ 茨城県商工会連合会
- ・ 千葉県商工会議所連合会
- ・ 高松商工会議所
- ・ 栃木県経営者協会
- ・ 神奈川県経営者協会
- ・ 愛媛県経営者協会
- ・ 栃木県経済同友会
- ・ 神奈川経済同友会
- ・ 愛媛経済同友会
- ・ 栃木県商工会議所連合会
- ・ 神奈川県商工会議所連合会
- ・ 愛媛県商工会議所連合会
- ・ 栃木県商工会連合会
- ・ 山梨県経営者協会
- ・ 松山商工会議所
- ・ 栃木県中小企業団体中央会
- ・ 山梨経済同友会
- ・ 沖縄県経営者協会
- ・ 群馬県経営者協会
- ・ 山梨県商工会議所連合会
- ・ 沖縄経済同友会
- ・ 群馬経済同友会
- ・ 甲府商工会議所
- ・ 那覇商工会議所
- ・ 前橋商工会議所



【経済団体会員に対する官民人事交流制度説明の実施状況】

団体名	訪問日	参加企業	参加者
岐阜商工会議所	平成 28 年 5 月 2 日	70	70
宮城県経営者協会	平成 28 年 12 月 6 日	18	22
千葉県商工会議所連合会	平成 28 年 12 月 19 日	21	21
栃木県商工会議所連合会	平成 29 年 1 月 24 日	9	9
埼玉県商工会議所連合会	平成 29 年 1 月 27 日	15	18
計	5 都市 5 回	133	140

ウ その他の取組

官民人事交流に関する情報提供の一層の充実のため、センターホームページに、説明会で紹介された官民人事交流の体験談の掲載等を行っている。

また、各府省及び人事院のホームページにリンクを設定し、任期付職員の選考採用情報など、国家公務員の採用に関する情報の提供を継続して行っている。